

26年分 年 末 調 整

年末調整のため下記の書類の用意をお願いします。
年金収入のある扶養者についてはお電話でお問い合わせ下さい。

扶

扶養控除等申告書

全員に記入してもらって下さい。

<アルバイトで年末調整しない人も、『扶養控除等申告書』は提出して下さい >

扶養親族のいる人～ ①本人の^{ふりがな}氏名、住所、生年月日、配偶者の有無

②扶養親族の^{ふりがな}氏名、続柄、生年月日、住所、見積所得

③障害者手帳のコピー（本人及び扶養者）

扶養親族のいない人～ 本人の^{ふりがな}氏名、住所、生年月日、

①配偶者の有無、②障害者手帳のコピー

年収を記入される方は、その旨を記載願います。

※扶養者該当⇒ パート収入の場合 103万円以下

- ・年金収入が、65歳未満で108万円超、65歳以上で158万円超ある方は、扶養になりません。（非課税の遺族年金、寡婦年金等は除きます）
- ・他の者の扶養になっている子などは、自分の扶養にしないで下さい。（いずれか一方のみの扶養にしかありません）

保・配特

保険料・配偶者特別控除申告書

<添付書類>

- ① 生命保険証明書（一般・個人年金・介護医療）
 - ② 地震(損害)保険証明書等
 - ③ 国民年金領収証、社会保険庁が発行する国民年金保険料控除証明書（今年中に納付した分が対象です。）等
 - ④ 後期高齢者医療保険納付書等
 - ⑤ 国民健康保険領収証（前年度分で今年中に納付した分も忘れずに！）
建設業関係の健康保険の領収書等（冬期間の健保任意継続の分も）
 - ⑥ パート収入141万円に満たない配偶者(妻)がいる場合には、配偶者特別控除が受けられますので、収入証明・給与明細コピー等を添付下さい。（但し、パート年収103万円以下は、配偶者控除のみとなります。）
 - ⑦ 小規模企業共済掛金証明書
- ①～③、⑦はコピー不可。⑤で年内に払う予定がある時はその旨ご記入下さい。

住宅取得特別控除等申告書

平成12年1月1日～平成25年12月31日に住宅の取得者

- ① 税務署から送られている26年分住宅借入金等特別控除申告書
- ② 銀行等より送られている住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ③ 共有持分の場合、自分の持分割合を必ず記入ください。
⇒持分()/()

12月10日頃までにお願いします

今年の中途入社者

- ① 今年の前職無
 - 一 『前職なし』と余白又はメモ用紙に記入
 - 二 就職年月日を記入
- ② 今年の前職あり
 - 一 前職の今年の源泉徴収票を貼付
 - 二 就職()年()月()日を記入

前職の今年の源泉徴収票がないと年末調整できません

退職者についても源泉徴収票を発行しますので、以下の事項を記載の上、提出して下さい。

途 中 退 職 者	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	扶養親族名 その生年月日	
	配偶者の有無	
	退職月日	

田中和子税理士事務所
電話 864-2648 FAX864-4854

アルバイトやパートでも、所得税の源泉徴収が必要です。